

公益社団法人東京湾海難防止協会入会及び退会規程

制定 平成22年5月10日東海防第75号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京湾海難防止協会（以下、本協会という。）定款第7条の規定に基づき、本協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

第2条 本協会の会員として入会しようとする者に対しては、別表第1号様式の入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 正会員及び賛助会員の入会申込みに対しては、それぞれ理事会において承認又は推薦の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 前項の決定に当たっては、次の基準によることとし、合理的理由なく差別的な取扱いを行ってはならない。
 - (1) 現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 過去に本協会の会員であった者が、任意退会してから3年以上経過していること。
 - (3) 過去に本協会の会員であった者が、定款第11条の規定により本協会の会員の資格を喪失してから5年以上経過していること。
 - (4) 過去に本協会の会員であった者は、その際の未納の入会金及び会費がないこと。
 - (5) 公益法人認定法第6条に規定する欠格事由等を参考に、会員として相応しくないと判断される正当な事由がないこと。
- 4 特別会員の入会申込みに対しては、理事会であらかじめその意向を確認のうえ、総会において推薦を決定し、申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、本協会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、別表第2号様式の会員名簿変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された個人である会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除については、定款第8条に基づき定める入会金及び会費規程による。

(退会自由及び手続)

第5条 会員は、別表第3号様式の退会届を提出し、任意に退会することができる。

- 2 任意退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 3 前項の再入会申込みに対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記のあった日から施行する。